

○総務省告示第一号
国土交通省告示第一号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第三条第五項の規定に基づき、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（平成二十六年国土交通省告示第一号）の一部を次のように改正し、令和二年十一月二十七日から適用することとしたので、同条第七項の規定に基づき、公表する。

令和二年十一月二十六日

総務大臣 武田 良太

国土交通大臣 赤羽 一嘉

地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針

目次

前文

一 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標に関する事項

1 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の意義

2 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の目標

(1) 住民、来訪者の移動手段の確保

(2) 地域社会全体の価値向上

(3) 安全・安心で質の高い運送サービスの提供等

(4) 新たな技術やサービスの活用による利便性向上の促進

二 地域公共交通計画の作成に関する基本的な事項

1 地域公共交通計画の記載事項

(1) 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する基本的な方針

(2) 地域公共交通計画の区域

(3) 地域公共交通計画の目標

(4) 地域公共交通計画の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

(5) 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項

(6) 地域公共交通計画の期間

2 都市計画等との調和

3 協議会

(1) 協議会の構成員

(2) 留意事項

三 地域公共交通特定事業その他の地域公共交通計画に定める事業に関する基本的な事項

1 地域公共交通特定事業について

(1) 実施計画の認定

(2) 軌道運送高度化事業に関する留意事項

(3) 道路運送高度化事業に関する留意事項

(4) 海上運送高度化事業に関する留意事項

(5) 鉄道事業再構築事業に関する留意事項

(6) 鉄道再生事業に関する留意事項

(7) 地域旅客運送サービス継続事業に関する留意事項

(8) 貨客運送効率化事業に関する留意事項

(9) 地域公共交通利便増進事業に関する留意事項

2 その他留意事項

四 新地域旅客運送事業に関する基本的な事項

五 新モビリティサービス事業に関する基本的な事項

六 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事業の評価に関する基本的な事項

七 その他地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項

1 関係者の役割

(1) 国の役割

(2) 都道府県の役割

(3) 市町村の役割

(4) 公共交通事業者等の役割

(5) 住民、公共交通の利用者の役割

2 関連する施策との連携及び関係者間での連携

(1) 災害対策と連携した地域公共交通施策

(2) 感染症拡大を踏まえた地域公共交通施策

(3) 共同経営等を活用した関係者間の連携促進

我が国では従来、地域における旅客の運送に関するサービス（以下「地域旅客運送サービス」とい

四 新地域旅客運送事業に関する基本的な事項

近年の技術の進歩等の結果、鉄道事業又は軌道事業、道路運送事業、海上運送事業のうち二以上の事業にまたがる輸送形態であり、同一の車両又は船舶を用いて一貫した運送サービスを提供する新たな運送サービスが出現しつつあるが、こうした運送サービスのうち、地域の旅客輸送需要にきめ細かく対応した効率的な運送サービスを提供する事業を新地域旅客運送事業として、その導入の円滑化を図ることとしている。

このため、新地域旅客運送事業計画（以下四において「事業計画」という。）の策定に当たっては、観光交流の促進による地域活性化や温室効果ガスの排出削減など環境負荷の低減、交通空白地帯の解消、乗継ぎに対する抵抗感の解消による公共交通の円滑化等、当該事業の目標を可能な限り明確に記載することとする。

事業計画の認定に当たっては、事業の目標、運行形態、維持・運営コスト等を踏まえて、一・二に掲げる目標を実現し、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する効率的な運送サービスであるかどうか判断する。また、当該事業計画に定める事項が本方針に照らして適切なものであることが求められる。

あわせて、事業計画の内容を実現するための手段、実現性、関係機関との連携等が、新地域旅客運送事業を確実に遂行するために適切なものであるかどうかについても審査する。

これらの点に加え、当該新地域旅客運送事業の実施のために鉄道事業法、軌道法、道路運送法又は海上運送法の許認可等を得る必要がある場合には、当該許認可等を得るための基準に合致するとともに、欠格事由に該当しないかどうか審査する。

その他、新地域旅客運送事業の実施に当たっては、安全の確保、環境の保全その他の適切な実施を図る観点から、関係法令に適合する必要がある。

五 新モビリティサービス事業に関する基本的な事項

個々の利用者の移動ニーズに対応して、複数の公共交通機関や公共交通以外の移動サービスを最適に組み合わせ、観光、小売、医療・福祉、教育等の多様な移動以外のサービスとも連携し、一括した検索・予約・決済等を提供するサービスであるMaaSなど、情報通信技術等の先端技術を活用して交通機関利用者の利便を増進するサービスを提供する事業を新モビリティサービス事業として、その導入の円滑化を図ることとしている。

新モビリティサービス事業計画（以下五において「事業計画」という。）の策定に当たっては、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化および再生を適切かつ確実に推進するために適当なものであることを明らかにするため、事業を実施する区域の範囲や、事業の目標、内容、時期並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法を可能な限り明確に記載することとする。

事業計画の認定に当たっては、当該事業計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであるかを審査するとともに、関係法令への適合性を含め、当該事業を確実に遂行するために適切なものであるかを審査する。

また、新モビリティサービス事業の円滑な実施のため、事業計画の策定の段階より、地方公共団体が新モビリティサービス協議会を組織し、新モビリティサービス事業者、公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者、地方公共団体が必要と認める者等が連携し、協議しながら事業計画を策定し、また、当該事業計画の認定後も、事業が確実に遂行されるよう、引き続き、関係者が連携し、認定された事業計画の内容について、協議しながら実施していくことが望ましい。

さらに、新モビリティサービス事業の実施に当たって、複数の公共交通機関や公共交通以外の移動サービスが最適に組み合わせられるためには、複数の公共交通機関や公共交通以外の移動サービスに関する様々なデータについても、共有、連携されることが必要不可欠であり、「MaaS関連データ」の連携に関するガイドライン」等の国が定める指針等を踏まえ、共有、連携が円滑に行われるよう事業計画に留意していることが重要である。

なお、認定新モビリティサービス事業者その他事業計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者及び港湾管理者は、新モビリティサービス協議会を組織する地方公共団体から事業計画の作成及び実施に関する協議を行う旨の通知を受けた

場合には、正当な理由がある場合を除き、当該協議に応じなければならないこととされていることに留意する必要がある。

また、国は、新モビリティサービス事業の実施に当たって、旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）が適用されるか否かについての疑義が生じないよう、同法の規定が適用されない事項を類型化して技術的助言等において明示することにより、事業の円滑な実施を促進することとする。

六 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事業の評価に関する基本的な事項

地域公共交通計画の着実かつ効果的な実現を図るためには、当該計画に掲げた数値目標の達成状況を評価するだけでなく、当該計画に位置付けられた各種事業の実施状況を把握し、これらの事業が効果的・効率的に実施されているかどうかを定期的に評価することが重要である。地域公共交通計画の達成状況の評価は、原則として、毎年度、地域公共交通計画に定められた施策の実施状況に関する調査、分析及び評価を行うこととし、その評価結果に基づき、地方公共団体や地域の関係者が議論を行ったうえで必要と認めるときは、当該計画の内容を変更することが望ましい。

具体的な評価方法としては、ＩＣカードやスマートフォン等の技術も活用しつつ、平均乗車密度や収支、利用者満足度等を測定しながら、商業など関連分野における移動以外のデータの動向を踏まえて、可能な限り定量的にサービスの効率性や品質を評価すること等が考えられる。なお、サ-